

## 第9回宮城県景観審議会会議録

日 時：平成31年3月20日（水）

午後1時30分から午後3時30分まで

場 所：宮城県自治会館3階 304会議室

### ○次第

- 1 開 会
- 2 会議録署名人の指名
- 3 議 題（2件）
  - （1）広域景観マスタープランについて
  - （2）景観重点区域について
- 4 その他
- 5 閉 会

○出席委員

紺野純一	一般社団法人東北観光推進機構専務理事 推進本部長
佐藤久美子	旅館源兵衛 女将 (みやぎおかみ会幹事)
鳥羽 妙	尚絅学院大学環境構想学科准教授
舟引敏明	公立大学法人宮城大学事業構想学群教授
森山雅幸	公立大学法人宮城大学食産業学群特任教授
横山英子	株式会社横山芳夫建築設計監理事務所代表取締役
吉川由美	有限会社ダ・ハ プランニング・ワーク代表取締役

(以上7名)

## ○議 事

平成31年3月20日（水）午後1時30分開会

### 1 開 会

- 司会（武内総括） 吉川委員が本日御出席予定ですが、遅れているようです。定刻となりましたのでただいまから第9回宮城県景観審議会を開催いたします。開催に当たりまして、およそ1年ぶりの開催となりますことから、宮城県土木部都市計画課長の藤田からひとこと御挨拶を申し上げます。
- 藤田都市計画課長 宮城県土木部都市計画課長の藤田でございます。本日は年度末の大変お忙しい中、審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には日頃から宮城県の景観行政に対しまして、大変御理解と御協力を賜っております。心から御礼を申し上げます。さて、本日の当審議会でございますけれども、前回は昨年3月ということで1年ぶりの開催となりました。この間、前回の審議会の委員の皆様からいただきました御意見を踏まえましてマスタープランの修正、見直しを行うとともに景観計画に定める景観区域について実際に現地に足を運び確認作業を行いました。また、仙南市町の担当職員の皆さんと協議をしっかりと重ねながら、区域の検討を進めてまいりましたので、本日はその内容をしっかりと御説明させていただきたいと考えております。また、今後、仙南地域の住民の皆様はこの景観計画、区域に係る説明をしっかりと行い御理解していただきたいと考えておりますので、本日はその点も踏まえまして御審議をお願いしたいと思っております。宮城県では今後インバウンドにより地域活性化を図って行きたいと考えております。そのためには、景観計画をしっかりと作っていくことが大事だと思っておりますので、委員の皆様には御意見、御発言をいただきますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
- 司会（武内総括） 続きまして、本日の会議の定足数でございますが、現時点で6名の委員の皆様には御出席をいただいております。定足数の5名を超えておりますので、景観審議会条例第21条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。ただいま吉川委員が到着されましたので出席委員は7名となりました。
- 次に、傍聴される皆様にはお願いいたします。お手元にお配りしております注意事項を遵守していただきますよう、お願い申し上げます。
- 次に、本日の配布資料について御説明申し上げます。委員の皆様には、「次第」、「委員名簿」、「座席表」、資料1「仙南地域広域景観計画全体構成案」、資料2「仙南地域広域景観計画（案）」、資料3「仙南地域広域景観計画 景観重点区域抽出の考え方」、資料4「景観重点区域カルテ」、参考資料「第8回宮城県景観審議会意見概要」を配布しております。資料に不足はございませんでしょうか。
- それでは、審議をお願いしますが、会議の議長は条例の規定により会長が行うこととなっておりますので、森山会長、よろしくお願いいたします。

## 2 会議録署名人の指名

○森山議長 それでは本日もよろしく申し上げます。議事に入ります前に、当審議会運営要領により、本日の審議会の会議録署名人を指名させていただきます。吉川由美委員と佐藤久美子委員にお願いいたします。

## 3 議 題

### (1) 広域景観マスタープランについて

○森山議長 それでは、議事に入りたいと思います。まず、議題「広域景観マスタープランについて」を、事務局より説明願います。

○事務局（本間行政班長） それでは、御説明いたします。大変恐縮ではございますが、着座にて説明させていただきます。広域景観マスタープランについて、御説明する前に、仙南地域広域景観計画の全体構成の中で、今回御審議いただきます事項の位置付けを御説明いたします。資料1の「仙南地域広域景観計画全体構成案」を御覧ください。仙南広域景観計画の第1部は、これから修正点等について御説明いたします、広域景観マスタープランです。マスタープランは、昨年3月の第8回景観審議会で、一度御説明したところです。

今回の審議会での主な説明事項は、マスタープランの後に説明いたします、第2部の第1章に位置付けました、景観計画区域に関する事項になります。次回以降に、第3章にある「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」について、届出対象行為や景観形成基準をどのように定めるかなど、景観計画に定める事項について、検討を行って御審議をいただきたいと思っております。

それでは、広域景観マスタープランについて、御説明いたします。資料2の「仙南地域広域景観計画（案）」と、参考資料の「第8回宮城県景観審議会意見概要」と合わせて御説明いたします。昨年の3月の、第8回の景観審議会において、仙南地域広域景観計画の案をお示ししまして、多数の意見をいただいたところです。いただいた御意見について、内容を検討の上、今回修正を加えた内容については、資料2「仙南地域広域景観計画（案）」では、赤字にして記載しております。前回の審議会において、全体の構成など概要について御説明しておりますことから、今回は、前回の審議会から変更した点や、いただきました御意見に対して、修正を行った内容を中心に、御説明させていただきます。いただいた意見には、『景観は線的、面的なつながりや、地域の資源・産業から成り立っているという循環的なつながりを意識すべき』、『地域の環境条件や自然、社会、現実、将来性など資源の価値や意味をつなぐ連続性の中に景観があることを意識すべき』という意見がありました。これらにつきましては、1ページから2ページにかけては、自然環境や人々の営み、歴史・文化の積み重ねにより景観が形成されてきたことを踏まえた形で、記載を追加しました。また、29ページにおいては、こけしや和紙づくり、竹細工など、自然や歴史的な背景をもとにして、産業や文化の広がりが見られた例として、伝統工芸と生業を生かした地域づくりの例を追記しました。また、景観の線的、面的なつながりについても、18ページや20ページに赤字で示しておりますが、循環的、連続的な景観形成がなされているとの記載を追加しました。

次に、『県と市町の役割分担を明確にして、県においては、土木や都市計画だけでなく自然や歴史に係る内容なども整理すべき』という御意見がありました。これにつきましては、2ページですが、県と市町の役割分担について、県が中心となって広域的な方針等を示し、市町がより地域に密着した魅力的な景観を発掘しその魅力を高めていくなど、連携して景観形成を図っていくということを追記しました。なお、土木や都市計画以外の県の取組については、今後、関係各課と調整の上、整理してまいりたいと思います。

次に、仙南地域の土地利用に関して、『首都圏や仙台圏からの交通アクセスを意識した記載があるべき』という意見がありました。これにつきましては、11ページにおいて、鉄道や道路など、仙南地域の主要な交通施設やアクセスについて、土地利用の位置関係図と合わせて、追記しました。次に、景観については『歩く人の視点や身近な目線からの景観を意識した内容を記載すべき』という御意見がありました。これにつきましては、16ページや41ページなどにおいて、移動による景観の変化や魅力的な視点場づくりなどについて触れ、動的な視点や身近な視点からの景観に関する記述を追加しました。また、後ほど御説明いたします、景観重点区域の検討においても、歩く視点や身近な目線を意識した区域の検討を行いました。

次に、『記載が薄い、丁寧にまとめてほしい』、『蔵王の歴史など内容を詳細に整理して説明すべき』という意見がありました。これにつきましては、25ページで、景観を活かした祭りやイベントに関する記載や、29ページの産業と文化のつながりに関する記載を加筆するなど、全体を見ながら、各箇所の記述を追加して、内容の充実に努めております。

その他『地元の人理解しやすい、わかりやすい内容にすべき』との意見に対しては、これから景観計画を仙南2市7町の地域の住民に理解していただくため、説明の場を設けるようにしておりますが、景観計画の趣旨・目的が御理解いただけるように、できる限り簡単な、わかりやすい説明となるよう工夫してまいります。

また、『景観を守る、つくることが地域に人を呼び込み、住み続けたいと思わせるような内容にすべき』との意見については、このような意識づけに景観計画がつながるよう、今後、景観重点区域の設定に際して、目標像や取組を明確にして、住民の方々に御理解いただけるよう努めてまいります。

参考資料の2ページ以降は景観重点区域に関する記載となっております。こちらについては、この後の景観重点区域の説明の際に、まとめて御説明します。

今回、いただいた意見に対して行った、マスタープランの修正内容についても十分意識した上で、この後御説明します、景観重点区域の具体的な検討について、今年度行ってまいりました。この後、4月以降には、地域住民の方々へ、景観計画とはどのようなものなのか御理解いただくために、市町ごとに説明会を行うことにしております。その際には、マスタープランの趣旨を説明し、景観計画の必要性について御理解をいただきながら、住民の意見を伺い、さらに具体的な景観重点区域の精査を行っていくことにしております。

ここまでで、資料2のマスタープランの修正内容等の説明は以上です。

○森山議長 どうもありがとうございました。今御説明いただいた資料2、それから、もう一つの参考資料も含めて、委員の皆様から御意見、御発言お願いしたいと思います。前回の委員会から1年ほど経ちますので、重要というか、参考資料がかなり大事で、既にもう忘れていくところとか、何となくそうだったんだというところを考えながらお聞きしていたんですけど、ぜひ、赤

い文字で書かれたところ、説明の中心的なことが出てきていましたので、そのあたりから何か御意見等ありませんか。

○横山委員 横山でございます。御無沙汰していました。まず、目を通させていただいたんですけども、非常に細かくいろいろ盛り込んでいただいたということは感じました。この審議会のほかに市町との協議会やさまざまな会を同時になさっているということを最初にお聞きしていたんですけども、その意見がこちらにも入っているという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（本間行政班長） はい。市町とも景観重点区域の設定など、意見交換を重ねておりますので、一緒に作ってきたということになります。協議会でもこの景観マスタープランについては御説明し、いろいろ意見をいただいております。

○横山委員 というのは、1年経っているということもあるんですが、私が関わっているだけでも、この1年の間にいろんな進展があったり変化があるんですね。そういったものが盛り込まれているのかなということを感じまして、私が自分でわかる範囲では新しい試みとかが入っていないので、何かそういったものも盛り込んでいくとすると、その情報源としてはやっぱり市町の方たちなのかなと思ったので、あえてお聞きしたんですけども。

○事務局（本間行政班長） 今年度について言いますと、市町からマスタープランについて御意見をいただくというよりは、この後の後段の重点景観区域のところ区市町の方といろいろ意見交換をしてきたので、マスタープランについては十分ではなかったのかなと反省しております。

○横山委員 わかりました。ありがとうございます。

○森山議長 他にどうですか。私から質問させてください。例えば21ページに具体的な写真が出ていて、どんな場所からこの方向を見ているというページがあります。できたら距離、大体でいいですけど、距離がどれくらいあるとか、視点場を少し具体的にどこから見たのか書き込んでいただくと、よりわかるんじゃないかと思います。

○事務局（本間行政班長） わかりました。

○吉川委員 11ページに主要交通施設を加えていただいたんですけども、あまりにも大まかでどれが何の交通路なのか全然わかりません。例えば、高速道路もここに示されているのですか。

○事務局（本間行政班長） はい、あります。

○吉川委員 交通施設というからには、インターチェンジであるとか、パーキングエリアであるとか示していただきたいし、自治体の区分もわかるように示してほしい。どのような交通施設が重要で、各地をつなぐハブになっているのかなどが一目でわかることが大事だと思います。

○事務局（藤田都市計画課長）　そうですね。11ページのところについては、少し軸の線しか描いてなくて、本当に御指摘のとおり、どこが交通の結節点なのかとか、そういうところが情報としては不十分だと思いますので、例えば、高速道路の名称とかインターチェンジとか、それから、新幹線の駅とか、そういった部分、あと市町の区分ですかね、そこの部分も少し加筆訂正させていただきますと思います。10ページのほうも同様にします。

○吉川委員　そうですね。白石和紙とか伝統こけしをリストアップされていますが、これと景観とがどのような相関関係があるのか、これを文化資源としてどう景観に生かしていったらいいのかを、マスタープランとして示さなければいけないのかなとも思います。こけしが欄干の装飾になっている橋だけがその文化資源を体現する景観だというわけではない。こけしというものをつくり出している背景にある生活文化が、今後どういうふうに景観に反映されていく可能性があるのかとかいうことを、そこはかたなく示すことで、いろいろな可能性を見出すことができ、みんな頑張ろうというふうにいきたいわけです。ここの表現の仕方をもうひと押し工夫できないものでしょうか。和紙を利用してどうのこうのじゃなく、それを育んできた地域性から地域ならではの文化が発見できる。その地域文化の表現を工夫できないのかなと思います。示していただいたのはとてもいいとは思いますが、何かとってつけた感が否めない。景観と地域文化の密接な関係を考えさせる表現がないだろうかという気がしました。

○事務局（藤田都市計画課長）　ここの表にも書いていますとおり、伝統工芸と生業を生かした場所づくりということなので、その地域がどういった生業で地域が成り立つのかというバックボーンがしっかりとあった上での景観づくりというのが大事なかなというふうに思っています。直接関係はないにしても、その地域で、どうして生業が成り立っているのかという部分を把握した上で、ベースとして、それをあとは景観にどう生かしていくのか。先ほど言いましたように、こけしの何かモニュメントをつくるというのも1つの景観づくりにもなるのかもしれないんですけど、やはりその地域にどういった文化のバックボーンがあるのかというのは、しっかり景観づくりには重要なかなということで、こういう形で整理させていただいたということです。

○吉川委員　ということであれば、こけしというものが、木を生業とする木地師の歴史・文化をいうべきです。「史実の中では発生年代が最も古く、こけしそのものが遠刈田から発生したと考えられます」と述べるだけではなく、暮らしの中でこけしが子どものおもちゃであったり、もともと木地師の人たちにとって、こけしというものが生活の糧を得るためのものになっていたこと。林業が全盛だった時代、炭焼きがお金になった時代、その中でこけしはどんな位置づけだったのかなど、仙南ならではの文化があるはず。こけしをめぐる人の文化がここにあるということが、すごくその後の景観形成に大きなヒントになると思います。示されている情報が、人の営みではなく、白石和紙は何かというように物の説明にとどまっているのは残念です。それで違和感を感じるのかもしれませんが。

○事務局（本間行政班長）　物の説明だけでなく、それと人の生活との関係にもう少し触れたいと思います。

○吉川委員　そうですね。ちゃんとそういうふうに位置づけられてほしいです。木に関する仕事は相当に大きな産業であったし、白石和紙に関しても、日本の中心的な存在であった寺社仏閣ともつながっている古来からの文化があるわけです。着物や帯も白石和紙でつくっていた。圏域の方の誇りとなるような事実をお示しいただきたいです。その「誇りに思う」ということが地域文化を反映した景観につながると思います。

○森山議長　よろしいでしょうか。佐藤委員。

○佐藤委員　これを読んでいまして、まず、21ページの蔵王に関して、蔵王三十六景は地方振興事務所でやっていることで、この写真を使うということであれば、やはり距離というのはとても大事なことであって、それがわかれば、三十六景から見える景観について、もっと県外の方にもわかりやすいかなと思います。

○森山議長　ありがとうございます。紺野委員。

○紺野委員　前回よりは、全体的には網羅しているという感じですが。ただ、広域景観計画をつくるときに、吉川委員からもあったようにもう少し踏み込んだものにするか、あるいは、そのアベレージで線を引いて、そこに達してないものを平均化していくのかということがないと、資料をまとめたということだけになってしまうのではないかと思います。私の記憶違いかもしれませんが、インバウンドを呼び込むことだけではなくて、地域に住んでいる人がシビックプライド、要するにその地域の誇りを持って、それが景観条例につながっていくのが、一番大事なんだというのをおっしゃっていたような気がします。改めて読み返すと、景観がしっかり保たれることによって、その経済に波及したり、あるいは観光客やインバウンドが増えてくるということが全体的には非常に網羅されていますけれども、厳しめに言えば平均的で、この県南地区の広域景観が保たれることで、そこに住んでいる人たちが本当の意味で自分たちの持っている文化とか景観にプライドを持つということが感じられないと思います。これで地域住民の人やまちづくりをされている方と議論しても、総花的な感じになるのかなと思います。もう少しめり張りをつけたほうが、よろしいのかなというふうには思っています。県南地域で絞り込みをする、あるいは地域づくり、まちづくりが、蔵王というまさにメインの景観とどうつないで活かしていくかというのが、この全体の中で感じられることが大事なのかなと思います。多少私見も入っているんですけども、前回より相当網羅されて、包含はされて、県南地域の全体のいろいろなところが入っていますが、入っているところ以外に、これから議論をしたり、住民説明会をやって意見交換しながら、蔵王を中心に光る物にしていくときのまとめとしては少し何か足りないなという感じがします。非常にいい資料になっていますが、欲を言えばそこが足りないと思います。

○森山議長　ありがとうございます。鳥羽委員。

○鳥羽委員　本質的ではないんですが、先ほど委員もおっしゃられた10ページ、11ページの図なんかは典型的ですけど、頑張って作ったんだろうということはわかるんですが、色味とか、あと、地域の一番外枠の線が一番太く描かれているという何か変な話で、強調される部分というの

がどこなんだというのがわかりにくい絵が結構出ちゃっているかなという印象を受けました。囲みだとかも、この線要らないよねっていうようなのが、割とあちこち見受けられますので、多分これからもっとブラッシュアップされていくんだとは思いますが、確認されたほうがいいのか。伝えたいところが伝わらない感じがします。

○舟引委員 全体の構成部分というところではなく、ディテールで気になることがあります。例えば、私の専門でいうと、18ページの、標高による植生の変化イメージという図が入っているんですけども、これはどう見てもサイエンスではないです。何に基づいて書かれているか、ほぼ不明。サイエンスだったら、どういう植物が生えているか、どういうふうに生えているとどうだこうだと、針葉樹中心といったって杉林っていうだけじゃないので、その辺のことを、こういう記述があると全体の信憑性がかなり危ない部分があります。さらに同じようなことを言うと24ページに不思議な防風林のイメージが描かれてありますが、人々のつくる景観、それはそれでいいんですけど、一方でこの笹谷街道、写真は入れているけれども、肝心のこのアカマツの話が説明されていない。これは多分、後で実際に県が何をやるかというところとかと関わってくるので、そういうところの、きちんとした本当にある程度根拠を持って、きちんとその図だとか写真だとかという表現をしてないと、中身の信憑性が失われる感じがします。その植生のところだけを見るとそんな気がします。

○森山議長 はい、どうぞ。

○吉川委員 この6ページで、水系の話が出ています。この圏域は、釜房ダムと七ヶ宿ダムという仙台市民にとっても非常に大切な水瓶の地域なんですよね。特に、七ヶ宿ダムの見学の実地調査の仕事をしたことがあって、たしかものすごく水質がいいんですよね。七ヶ宿ダムはね。それでその本当にこの大きな水瓶をこの蔵王連邦の緑が生み出していて、本当に誇るべき美しい水があるところ。その美しい水があることと、やっぱり景観は、すごく人のイメージの中でも結びつきやすいですし、もう少しそこは強調して特記すべきだと思うんですよ。かつ、22ページとかに、人々の営みによる景観という中に、ダムが入ってないんですよね。七ヶ宿ダムとか、本当に近くで、すぐそばで水が落ちてくる側で見たりすると、その人工建造物の景観のすばらしさというか、ある意味その迫力ありますし、特に下の管理通路を見学できるんですけど、ああいうところもすごく楽しいし、もちろん釜房も同じだと思うんです。その景観は、本当にこの圏域にとって、そういえば財産だったなど、今ちょっと思い出したので、そういえば全然記述がないと思ったので、もしかしたら入れていただいたほうがいいかもしれないと思いました。

○森山議長 ありがとうございます。皆さんが言われているのは、仙南地域広域景観計画として一つのまとめになっているかと思います。しかし、事務局から御説明頂いた内容は、総合計画的な視点からや個々の景観に対して書かれていて、景観を主体とした文章の記述が非常に弱いように感じます。いろいろなところから資料をまとめられたんだと思います。じゃあその資料はどこから来たんだろうか、なぜそれが必要なんだろうか、それが景観にとってどう大事なんだろうかというような点の記述がやや少ないように私も感じました。皆さんの意見も概ね同様だったかと思っています。

具体的に言うと、18ページにありました断面図というのは何を表しているかということです。標高と植生の関係とか、植物群落と広域的仙南地域の地形の関係とかが何なのかとかいうことだと思います。地域の自然的環境条件と景観とのつながりについてまだ書き足りないようですので、これからぜひそういうところを書いていただくと、皆さんがよりわかりやすい計画になっていくように感じました。

今日の大事な景観重点区域の設定のところは、時間をかけて調査をされたという話をお聞きしましたので、そちらのほうに移りたいと思います。また、皆さんの御意見で不十分なところ、最後のほうでまたぜひお願いしたいと思います。

それでは、議題の(2)になりますけど、景観重点区域について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

## (2) 景観重点区域について

○事務局（本間行政班長） それでは、景観重点区域についてですが、先ほどの参考資料「第8回宮城県景観審議会意見概要」の2ページに景観重点区域についていただいた御意見があります。一番上の意見の二つ目に、『景観重点区域の設定に当たり、他の法令による規制と景観計画の規制が重複しても問題ないので、区域の設定に当たっては個別に判断すべき』という意見がありました。

これにつきましては、資料2「仙南地域広域景観計画（案）」の49ページに、いただいた意見を踏まえて、『重複する法規制の趣旨目的に鑑み、景観法による保全措置が必要と判断されれば、重複して景観区域を設定することもできる』という趣旨の表現を加筆しました。

その他のいただいた意見につきましては、今年度行いました景観重点区域の設定に際して、十分に意識をして行ってまいりました。つきましては、いただいた意見に対する対応内容も意識しながら、資料3の「景観重点区域抽出の考え方」を御説明いたします。

お手元の資料3の「仙南地域広域景観計画 景観重点区域抽出の考え方」を御覧ください。これまでのマスタープランの検討で、仙南地域に共通した景観の特性を「蔵王を中心に広がる雄大な自然景観」、これをグリーンの「自然景観」と読んで行きたいと思います。2つ目が「蔵王の自然が育む人々の営みによる景観」、これをオレンジの「営み景観」と、もうひとつは「地域に息づく歴史と文化の積み重なりによる景観」、これをブルーの「歴史・文化景観」と表現します。この3つに整理しました。

その上で、景観形成に係る課題を景観を構成している地域の風土やそれを創り出す自然的、歴史的、文化的な景観構成要素を「まもる」視点、地域の風土を守りながらも、より魅力的な景観を「つくる」視点、住民や企業等の景観づくりに対する意識を「育てる」視点で整理し、その3つの視点を踏まえて、「まもる」、「つくる」、「育てる」の6つの基本方針にまとめました。

さらに、先ほどお話ししました、3つの景観特性に応じた、景観特性ごとの景観形成方針を整理したところです。その上で、選定条件を設定して、この中で「景観重点区域」として設定したのが昨年度16地区ありましたということで御説明していたところです。そちらの説明が2ページの表にまとめております。若干修正がありますが、16地区18箇所になります。前回の審議会で御説明した内容から、該当する市町と協議の上、見直した個所がございます。具体的には、

番号15の「蔵王エコーライン地区」と番号16の「蔵王山間部地区」です。3ページの景観重点区域図も見ながら御説明させていただきます。

「蔵王エコーライン地区」は、遠刈田温泉を挟んで蔵王町役場西側の果樹園地帯から蔵王エコーラインまで、一続きの区域としておりましたが、今回、それぞれ景観特性が異なるため、番号15-1の「蔵王沿道農村集落地区」と15-2の「蔵王エコーライン・ハイライン地区」に区分して、区域を設定し直したものです。また、「蔵王山間部地区」は、遠刈田温泉から七ヶ宿町まで、蔵王の山間部をつなぐ区域としておりましたが、市町とも調整の上、より仙南地域の景観特性を備える景観要素のまとまりがある、蔵王町の16-2の「北原尾周辺地区」と七ヶ宿町の16-2の「長老湖・横川周辺地区」に特定して区域を設定し直したものです。併せて、資料2の「仙南地域広域景観計画（案）」も修正しております。それぞれの景観重点区域の中で、どのような住民生活があるか、景観特性に照らしてみても、2ページの表のとおり、多くの区域において複数の景観特性にまたがっていることがわかりました。今後、景観計画に必要となる、区域内の規制内容をどのようにしようかという検討、その景観形成基準の検討に当たっては、県が作成する広域景観計画としての位置付けを意識して、景観特性ごとの景観形成基準や届出対象行為の設定を検討してまいります。

次に、それぞれの景観重点区域で、具体的に景観重点区域の区域界を設定するにあたり留意した事項や検討過程について御説明します。どのように区域の境界を設定したらよいか、手探りで始めたところですが、4ページに記載した基本方針に沿って、区域の検討を進めてきました。4ページを御覧ください。まずは、その区域の中で守るべき景観は何か、各地区の景観形成の目標像に沿ってまとまりのある区域の範囲を考えました。どのような景観がその区域の大事な景観なのかということについては、住民や地域に最も身近な行政である市町の意見も聞いて、いろいろと考えてまいりました。

次に、区域の案について、図上だけでなく実際にどのように見えるのか、実際に眺望できる範囲や同一の土地利用の範囲など、現地に赴いて確認作業を行いました。その際には、改めて市町を訪問し、意見交換を重ねました。景観重点区域の設定に当たっては『地域への情熱や地域の歴史への理解をベースとしたシビックプライドに基づく景観整備を意識すべき』などの意見をいただいております。今年度は、それぞれの市町の歴史・文化などを踏まえて、各市町とも綿密な協議を重ねて、保全・活用すべき区域の絞り込みを行ってまいりました。今後は、地域の住民の意向も確認した上で、景観計画の策定へと、進めてまいります。その上で、保全すべき景観についても意識しながら、実際に届出を行うことになる住民の方々に御理解をいただけるよう、区域境の理由や根拠を意識して、境界の設定を行いました。「区域の境界を決めるに当たっては、一定の技術的観点からの根拠が必要となる」という御意見をいただいておりますので、4ページにまとめました用途地域や道路、河川などを境界とする場合の理由や根拠などを意識して検討を行いました。市街地においては地形地物界、自然景観を遠望する区域においては、視認できる尾根筋など、各区域を実際に歩いて見たうえで、地域の実情に応じた区域の設定を行ってまいりました。今後、行う住民説明の場で、住民の意見もお聞きしながら、より詳細に確認してまいります。

続きまして、現在、景観重点区域として考えております区域の案について御説明いたします。A3版の資料4「景観重点区域カルテ」を御覧ください。先ほど御説明しましたとおり、選定した景観重点区域は、16地区18箇所ございます。

初めに、このカルテの見方を1の白石城周辺地区を参考に御説明いたします。1ページを御覧ください。「地区名称」の右側に、当該地区の該当する「景観特性」を示しております。その下には、「景観形成の目標像」を記載しております。ページ左側は、「景観重点区域図」になります。区域の範囲を赤の実線で示しております。その外側の赤の点線は、対照となる区域の赤線がどのような根拠の区域境であるかを説明するものです。今回の例では、図の上側にある赤線の区域境が、道路端（道路を区域に含む）ということを示すものです。区域図内の右下には、図内の凡例が示されております。全ての地区に共通の凡例のため、凡例で表示している地域が全てこの図の中にあるというわけではありません。御了承ください。ページ右側の上から、「景観重点区域設定の考え方」になります。この区域をどのように設定したのか、その考え方の概要を示しております。その下は、「景観要素」の欄です。景観に影響を与える場所や建物などについて、区域内にある要素を景観特性ごとに記載しております。その下は、「法規制状況」、その区域内にみられる用途地域や農業振興地域、自然公園区域などの規制がある場合、列挙しております。最後に、ページ右側下に区域内で「想定される事業」をまとめております。

前回の審議会で、景観重点区域の設定について、『各地域で県は何をするか、どういう誘導をしていきたいのか整理すべき』などの意見をいただきました。今年度は、景観重点区域の設定及び景観形成の目標像・方針の設定までに注力して作業を行ったところです。並行して目標達成のために必要な各主体の取組について検討を行っており、県の関係課や市町とも調整しながら、各区域の景観特性や目標像、取組をリンクさせて、地域の魅力向上につながるような計画とするよう、今後引き続き留意してまいります。

それぞれの地区の概要は、カルテを御覧いただき、A4版で別に準備しました区域内の様子をまとめた写真も、合わせて御覧ください。地区数も多数にわたることから、「景観形成の目標像」と「景観重点区域設定の考え方」を中心に、御説明させていただきます。

それでは、1の白石城周辺地区です。「景観特性」は先ほど説明した略称で、ブルーの「歴史・文化景観」になります。「景観形成の目標像」としては、『蔵王連峰の眺望と城下町の風情、人々の賑わいが似合う街並み景観』です。景観重点区域は、区域図の赤線のとおりです。合わせて写真も御覧ください。写真は2番の方に蔵王連峰が見える白石城からの風景、3番が沢端川などこの区域の様子が見てとれます。「景観重点区域設定の考え方」として、旧城下町を中心としますが、連続した市街地景観形成のために、周辺の市街地も範囲内とします。区域図の中に、青の線で、旧城下町の概ねの範囲を重ねております。賑わいの中心となる商業地域は、区域内とします。風致地区は、そのものがひとまとまりの景観を形成するので、区域に含みます。白石城の西側の区域は、蔵王への眺望を確保するために、国道よりも西側の区域としました。区域図中、大きな矢印が示してありますが、矢印の方角に蔵王が眺望できます。白石城の北にある区域は、旧城下町の範囲も意識して、東西を通る国道113号の沿道景観に配慮し、1本北側の道路を区域界としました。

次に、2の小原温泉周辺地区です。3ページを御覧ください。「景観特性」はグリーンの「自然景観」とブルーの「歴史・文化景観」になります。「景観形成の目標像」としては、『白石川の澄んだ流れと自然が生み出す風光明媚な温泉街の景観』です。景観重点区域は、区域図の赤線のとおりです。合わせて写真も御覧ください。写真では小原温泉街の中心部の様子や少し引いた3番の写真が見てとれます。「景観重点区域設定の考え方」として、河川が流れる区域を持つ河川景観は、河川を中心に周りを尾根筋までひとまとまりの景観を形成していると考えられますが、

現地確認したところ、非常に広範囲にわたる区域となることが分かったため、景観形成の目標像を達成する範囲として、地形地物である道路の範囲を区域界と考えました。この区域については、複数の景観特性を持つので、区域内を景観特性でゾーニングしました。4ページを御覧ください。赤線の区域内にブルーに区分したゾーンがあります。この区域は、小原温泉街で、歴史的な街並みを形成する温泉街については、ブルーの『歴史・文化景観』のゾーンとしました。区域内のその他の区域については、自然豊かな山々の景観であり、グリーンの『自然景観』のゾーンとしました。

次に、3の鎌先温泉周辺地区です。5ページを御覧ください。「景観特性」はグリーンの「自然景観」とブルーの「歴史・文化景観」になります。「景観形成の目標像」としては、『不忘山の山裾に広がる自然と歴史ある湯治文化を残す温泉街の景観』です。景観重点区域は、区域図の赤線のとおりです。合わせて写真も御覧ください。写真では鎌先温泉の入り口から入った温泉街の様子や1番は北側の弥治郎こけし村から眺望した区域内の様子が見てとれます。「景観重点区域設定の考え方」として、鎌先温泉とこけし職人が住む集落やその近くにある弥治郎こけし村をつなぐ県道と、そのそばを流れる河川を景観の中心に据えて、これらを取り囲む山林の区域を景観重点区域としました。鎌先温泉街の入口付近にある橋や弥治郎こけし村から眺望できる範囲を区域として、尾根筋を区域界としました。弥治郎こけし村の周辺については、こけし村に隣接するこけし職人が住む集落も含み、道路を区域境としました。この区域については、複数の景観特性を持つので、区域内を景観特性でゾーニングしました。6ページを御覧ください。赤線の区域内にブルーに区分したゾーンがあります。この区域は、鎌先温泉街と弥治郎こけし村その周辺の集落で、歴史的な街並みを形成する温泉街やこけし文化の残っている地区であって、この区域は、ブルーの『歴史・文化景観』のゾーンとしました。区域内のその他の区域のグリーンについては、温泉街の背景となる自然豊かな山々の景観であり、グリーンの『自然景観』のゾーンとしました。

次に、4の角田市中心部地区です。7ページを御覧ください。「景観特性」はグリーンの「自然景観」とブルーの「歴史・文化景観」になります。「景観形成の目標像」としては、『阿武隈川沿いの「花と潤いの空間」を生かした魅力ある景観』です。景観重点区域は、区域図の赤線のとおりです。合わせて写真も御覧ください。写真の方では、この地区から見える蔵王連峰の様子が1番、3番。3番では阿武隈川沿いの菜の花を前景にしながらか見える様子が見てとれます。2番は先ほどお話ししました城下町があったあたりから撮った写真になります。「景観重点区域設定の考え方」として、阿武隈川左岸に形成される市街地を区域の中心として、さらに、右岸の阿武隈川の菜の花畑や角田中央公園、新しく道の駅となる区域も含めて一体となって景観形成を図るため、これらの区域を景観重点区域とします。市街地であるため、基本的に道路など、地形地物を区域界とします。角田駅周辺や商業地域を形成する中心市街地が区域の中心となりますが、阿武隈川右岸の菜の花畑から蔵王への眺望を確保するために、北側の区域（大きな矢印が記載している箇所）も、一部景観重点区域に含めることとします。この区域については、複数の景観特性を持つので、区域内を景観特性で区分しました。8ページを御覧ください。赤線の区域内にブルーに区分したゾーンがあります。ページ右下に、参考資料として、角田市の歴史の資料から確認した町割りの様子が見て取れます。旧城下町区域は、ゾーニング図中のブルーの区域の中に濃い青線で重ねております。この歴史的な街並みを形成していた旧城下町の区域は、ブルーの『歴史・文化景観』のゾーンとしました。区域内のその他の区域のグリーンについては、阿武隈川や

阿武隈川から眺望する蔵王の前の景色，前景となる市街地の区域については，グリーンの『自然景観』のゾーンとしました。

次に，5の高蔵寺周辺地区です。9ページを御覧ください。「景観特性」はオレンジの「営み景観」とブルーの「歴史・文化景観」になります。「景観形成の目標像」としては，『歴史ある高蔵寺と周囲の自然が織り成す穏やかな農村景観』です。景観重点区域は，区域図の赤線のとおりです。合わせて写真も御覧ください。写真の方では，1番として高倉川の桜の様子，2番として桜並木の様子，3番が高蔵寺の入り口の様子，4番が旧佐藤家住宅のあるあたりになります。

「景観重点区域設定の考え方」として，宮城県最古の木造建築である阿弥陀堂をもつ高蔵寺を中心に，江戸時代の農家がこの地へ移築されたものである，国重要文化財の旧佐藤家住宅など，歴史的な建造物による景観と，高倉川の桜並木を中心とした農村集落による景観により形成されています。高蔵寺及びその周辺の区域については，高蔵寺や旧佐藤家住宅など中心部から眺望できる範囲を基本とします。道路端や山林境界を区域界とし，高蔵寺の背後にあるカヤの群生林がある西側の区域は，尾根筋を区域界とします。高倉川の桜並木を中心とする農村集落景観については，農地，桜並木，森林が一体となった景観を保全するための区域設定となります。南側の区域界は国道113号の道路端を基本とし，一部，田んぼアートが行われている区域を含み，北側は桜並木の背景となる森林を含む尾根筋とし，東西は桜並木が連続する範囲として，道路端を基本とします。この区域については，複数の景観特性を持つので，景観特性でゾーニングしました。10ページを御覧ください。高蔵寺を含む区域は，ブルーに区分されています。宮城県最古の木造建築である阿弥陀堂や江戸時代の農家が移築されている様子からわかるように，この地域は，ブルーの『歴史・文化景観』のゾーンとしました。高倉川の桜並木を中心とした農村集落景観については，春と秋では異なる風景となり，人々は自然の恵みを生かしながら，生業を形成してきました。季節により多様な姿を見せる美しい田園景観を構成する地域であって，オレンジの『営み景観』のゾーンとしました。

次に，6の七ヶ宿湖周辺地区です。11ページを御覧ください。「景観特性」はグリーンの「自然景観」になります。「景観形成の目標像」としては，『豊かな自然とダム湖が調和した雄大な自然景観』です。景観重点区域は，区域図の赤線のとおりです。合わせて写真も御覧ください。写真は，1番で小原の材木岩が見える景色，2番が七ヶ宿街道から湖面が見える景色。「景観重点区域設定の考え方」として，主に，七ヶ宿街道や七ヶ宿ダム公園を視点場として，七ヶ宿湖や取り囲む山林，東側では小原の材木岩などを含む範囲を区域としました。南側の山林は，七ヶ宿街道やダム公園から実際に視認できた範囲を区域としました。一方，北側は，七ヶ宿街道から傾斜地までの距離が比較的近いところが多く，遠くまで見渡すことができなかつたため，尾根筋を区域境としました。

次に，7の七ヶ宿街道沿道地区です。13ページを御覧ください。「景観特性」はグリーンの「自然景観」とブルーの「歴史・文化景観」になります。「景観形成の目標像」としては，『七ヶ宿街道の歴史と自然が調和した魅力ある景観』です。景観重点区域は，区域図の赤線のとおりです。合わせて写真も御覧ください。写真は，1番で街道沿いの山々の風景，2番で安藤家本陣とありますが，宿場町のあった蔵の風景が見てとれます。「景観重点区域設定の考え方」として，七ヶ宿街道と白石川と，それらに沿った山林により形成されるこれらを含む範囲を区域とします。街道沿いの沿道景観であるため，見える景観は常に変化しており，街道沿いの線上に区域を設定しています。沿道景観であるため，遠くの景色は移動しながら見ることを想定しており，近景で

ある500mの範囲を基本的な区域としました。その上で、山が街道に迫っているところなどは、尾根筋や近景より近い範囲の100mの範囲を区域としました。この区域については、複数の景観特性を持つので、区域内を景観特性でゾーニングしました。14ページを御覧ください。赤線の区域内にブルーに区分したゾーンがあります。七ヶ宿町の名前の由来ともなった歴史的な街並みを含む旧宿場町がこの区域には4つ含まれています。旧宿場町のあった地域は、ブルーの『歴史・文化景観』のゾーンとし、現在の集落が見られる区域を参考にして、ゾーニングしました。境界は、道路など地形地物があるところは設定し、山林との境に地形地物がない場合には民有林などを境界としています。その他の区域のグリーンについては、街道から見える山林などであって、グリーンの『自然景観』のゾーンとしました。

次に、8の白石川桜並木地区です。17ページを御覧ください。「景観特性」はグリーンの「自然景観」とブルーの「歴史・文化景観」になります。「景観形成の目標像」としては、『白石川と調和した賑わいある市街地景観』です。景観重点区域は、区域図の赤線のとおりです。合わせて写真も御覧ください。写真は、白石川沿いのこれから美しい景色が見られる一目千本桜を見てとれるようなところが映し出されています。2番は白石川からの蔵王がはっきり見てとれます。5番は船岡の城下町があったところで、白壁、なまこ壁の様子が見てとれます。「景観重点区域設定の考え方」として、白石川とそれに沿った市街地によって形成される範囲を区域としています。境界については、基本的にはひとまとまりの市街地を形成する単位として、用途地域界を区域界としています。この区域については、複数の景観特性を持つので、区域内を景観特性でゾーニングしました。18ページを御覧ください。赤線の区域内にブルーに区分したゾーンがあります。ゾーニング図右側にある旧宿場町「槻木宿」と中央南側にある「船岡城下町」、「船岡城址公園」の区域です。柴田町が持つ古い資料を確認し、旧宿場町や城下町の位置と重ね合わせて、できる限り位置を特定しました。歴史的な街並みである奥州街道の名残を残す槻木宿周辺や船岡の城下町、城址の区域は、ブルーの『歴史・文化景観』のゾーンとしました。区域内のその他の区域のグリーンについては、白石川沿いで形成される市街地については、蔵王への眺望に際し、手前に見える前景となる区域であって、この区域をグリーンの『自然景観』のゾーンとしました。

次に、9の丸森町中心部地区です。19ページを御覧ください。「景観特性」はグリーンの「自然景観」とブルーの「歴史・文化景観」になります。「景観形成の目標像」としては、『歴史的な街並みと阿武隈川と蔵王が織り成す川湊の文化が活きる景観』です。景観重点区域は、区域図の赤線のとおりです。合わせて写真も御覧ください。写真は、2番で齋理屋敷がある新しいまち、3番が阿武隈川から見える蔵王の眺望、1番が川下りが見られる阿武隈川の様子です。

「景観重点区域設定の考え方」として、江戸時代の後期より、水害を契機に新たに市街地として発展してきた、齋理屋敷などがある川湊の歴史を伝える現在の市街地と、阿武隈川沿いに以前からあった旧市街地、及び阿武隈川の区域など蔵王への眺望の前景として必要となる区域を含む範囲を景観重点区域としました。区域界について、山裾部については山林との境界を地番界で行うほか、その他の部分は、道路端など地形地物で境界とすることを基本としました。この区域については、複数の景観特性を持つので、区域内を景観特性でゾーニングしました。20ページを御覧ください。赤線の区域内にブルーに区分したゾーンがあります。ゾーニング図左側の齋理屋敷などがある市街地の区域で、歴史的な街並み景観を形成する範囲をブルーの『歴史・文化景観』のゾーンとしました。区域内のその他の区域のグリーンについて、阿武隈川の河川の区域その他

隣接地は、蔵王への眺望に際し、手前に見える前景となる区域であって、この区域をグリーンの『自然景観』のゾーンとしました。

次に、10の村田町蔵の街並み地区です。21ページを御覧ください。「景観特性」はブルーの「歴史・文化景観」になります。「景観形成の目標像」としては、『蔵の街並みと歴史が活きたにぎわいある街並み景観』です。景観重点区域は、区域図の赤線のとおりです。合わせて写真も御覧ください。写真は、この区域の中にある重伝建地区の蔵の街並み様子を2方向から撮っています。「景観重点区域設定の考え方」として、区域の中心に、重要伝統的建造物群保存地区があり、この地区を中心とした市街地によって形成されていますが、区域の北や西にある公園、村田インターや幹線道路からの動線についても景観形成を図りたいので、これらを含む範囲を区域としました。ひとまとまりの市街地を形成するものとして、基本的には同一の土地利用の範囲などを意識した、用途地域界を境界としました。区域北西側は、東北道で景観も区分されているため、東北道までを区域界としました。連続した景観のひとまとまりの区域を意識して、町とも協議の上、南側の住居系の地域は区域外としました。

次に、11の釜房湖周辺地区です。23ページを御覧ください。「景観特性」はグリーンの「自然景観」になります。「景観形成の目標像」としては、『雄大な自然を活かした憩いの景観』です。景観重点区域は、区域図の赤線のとおりです。合わせて写真も御覧ください。写真は釜房湖で桜が見えるところも含めて奥に蔵王の眺望が見える様子を映しています。「景観重点区域設定の考え方」として、区域図中央の笹谷街道を主な視点場として、釜房湖を中心に、みちのく杜の湖畔公園や取り囲む山林の範囲を区域としました。矢印の方向に、美しい蔵王の山々が眺望できる区域です。北側、東側、南側については、山林であり尾根筋を区域界と考えましたが、この地は、宮城県自然環境保全地域に指定されており、その区域と尾根筋がおおむね重なることから、県自然環境保全地域の区域を景観重点区域としました。西側についても、基本的には県自然環境保全地域の区域を景観の区域界として考えていますが、道路や公園境界など、明確に区切られるところは地形地物を境界としました。

次に、12の笹谷街道沿道地区です。25ページを御覧ください。「景観特性」はオレンジの「営み景観」とブルーの「歴史・文化景観」になります。「景観形成の目標像」としては、『蔵王連峰がはぐくんだ大地と文化が活きる景観』です。景観重点区域は、区域図の赤線のとおりです。合わせて写真も御覧ください。写真は、笹谷街道の杉並木の様子、3番では道路から見える農地の防風林の様子を見てとれます。「景観重点区域設定の考え方」として、笹谷街道を中心に、街道沿いの杉並木や周りの農地や農村集落ではこの地で特徴的にみられる、防風林が見られる区域で、ひとまとまりの農村集落の区域を景観重点区域としました。南側は、山形道で空間が区切られているため、山形道の道路までを区域としました。北側は、河川が流れており、その河川までの景観のまとまりを区域としました。区域の東側の市街地は、笹谷街道とともに形成されてきた旧城下町であり、その区域を中心に区域に含むものとしており、その境界は道路端を基本に考えました。この区域については、複数の景観特性を持つので、区域内を景観特性でゾーニングしました。26ページを御覧ください。赤線の区域内にオレンジに区分したゾーンがあります。区域の大部分を占めるこの区域は、笹谷街道沿いの農村集落において、蔵王の自然とともに生きるために、「蔵王おろし」から集落や農地を守るために必要な防風林が見られる区域です。この農村景観を保全するために必要な区域であるため、オレンジの『営み景観』としました。また、ブルーに区分した区域で、旧城下町があった川崎城址の周辺においては、町割りが現在の道路に見

と取れるところもあり、城下町の名残を残す市街地の区域をブルーの『歴史・文化景観』のゾーンとしました。

次に、13の青根温泉地区です。27ページを御覧ください。「景観特性」はグリーンの「自然景観」とブルーの「歴史・文化景観」になります。「景観形成の目標像」としては、『歴史的建造物を活用した賑わいある温泉街の景観』です。景観重点区域は、区域図の赤線のとおりです。合わせて写真も御覧ください。写真では、青根温泉街の様子を何方向から撮っています。「景観重点区域設定の考え方」として、温泉街を中心に、西側にある山林によって景観が形成されているため、これらを含む範囲を区域としました。東側は青根温泉より見下ろし景観となりますが、温泉街のどこからでも眺望することができる場所ではないため、近くの山林との境界を区域境としました。西側の区域は、温泉街の背景となる山林が広がっているところですが、連続して保安林として指定され、保全されている区域でもあることから、景観重点区域は保安林との境界を区域境としました。この区域については、複数の景観特性を持つので、区域内を景観特性でゾーニングしました。28ページを御覧ください。赤線の区域内にブルーに区分したゾーンがあります。青根温泉には、かつては藩主伊達家の湯治場として使用されたところがある、歴史ある温泉街であって、温泉街を形成する範囲をブルーの『歴史・文化景観』のゾーンとしました。区域内のその他の区域については、自然豊かな温泉街周囲の山林・樹林地の区域であるため、グリーンの『自然景観』のゾーンとしました。

次に、14の遠刈田温泉周辺地区です。29ページを御覧ください。「景観特性」はグリーンの「自然景観」とブルーの「歴史・文化景観」になります。「景観形成の目標像」としては、『蔵王の自然の魅力と信仰を伝える温泉街の景観』です。景観重点区域は、区域図の赤線のとおりです。合わせて写真も御覧ください。写真は、区域内にある刈田嶺神社の鳥居の様子、2番は温泉街の様子、3番は通称こけし橋と呼ばれるところからの眺望の様子を撮っています。「景観重点区域設定の考え方」として、この区域は、松川を挟んで、北側の温泉街と南側の市街地や観光施設がある区域などにより形成され、これらを含む範囲を区域としました。北側の区域は、刈田嶺神社の背後にある斜面地を境界としましたが、その他については、基本的に、宅地境界や道路端など市街地境界を区域界としました。この区域については、複数の景観特性を持つので、区域内を景観特性でゾーニングしました。30ページを御覧ください。刈田嶺神社や遠刈田温泉のある市街地の範囲については、歴史的な温泉街を形成するものであり、この範囲については、ブルーの『歴史・文化景観』のゾーンとしました。区域内のその他の区域のグリーンについては、松川を含む自然の景観の区域になり、この区域をグリーンの『自然景観』のゾーンとしました。

次に、15-1の蔵王沿道農村集落地区です。31ページを御覧ください。「景観特性」はオレンジの「営み景観」になります。「景観形成の目標像」としては、『蔵王へ続く道のりの景観』です。蔵王の自然と道路沿いに果樹園が連なる、生業を活かした沿道景観づくりが目標です。景観重点区域は、区域図の赤線のとおりです。合わせて写真も御覧ください。写真は、道路沿いに果樹園が見てとれる様子を複数の角度で撮っています。「景観重点区域設定の考え方」として、蔵王へ向かう県道沿線に形成されている、蔵王の自然を土台とする農村集落景観を中心とした景観の保全、形成を図る範囲を区域としました。蔵王町役場西側にある果樹園地帯から遠刈田温泉に至る範囲を景観重点区域としました。東側の広がりのある果樹園の地帯については、北側は果樹園が含まれる区域の区切りとして、北側に位置する道路まで、南側は、同様に果樹園が含まれる区域の区切りとして、松川の手前までを区域境としました。沿道に広く見通せる平野が広がる

部分については、近景の概ねの範囲である道路から500mを基本として、沿道に山が迫っている区域については、近景の範囲より近い、実際に見える範囲の道路から100mを区域としました。このような考え方を基本としながら、実際により近いところに、尾根筋が迫り景観のまとまりを形成する区域については、尾根筋を境界としました。

次に、15-2の蔵王エコーライン・ハイライン地区です。33ページを御覧ください。「景観特性」はグリーンの「自然景観」になります。「景観形成の目標像」としては、『蔵王へ続く道のりの景観』です。エコーラインとして、豊かな自然景観が見られる道路ですが、その沿道景観の保全・景観づくりが目標となります。景観重点区域は、区域図の赤線のとおりです。合わせて写真も御覧ください。写真は、エコーラインの様子を複数の角度で撮っています。「景観重点区域設定の考え方」として、エコーライン沿道の自然景観は、道路から見ると、地形条件や高木の密生により、遠くまで見通しが困難であること、自然公園の許可地域であり、大規模な開発は困難であり、あったとしても建築等は沿道部で限定的であると考えられることなどを踏まえ、近景の範囲より近い、見える範囲の道路より100mの範囲を区域としました。

次に、16-1の北原尾周辺地区です。35ページを御覧ください。「景観特性」はグリーンの「自然景観」になります。「景観形成の目標像」としては、『蔵王の大地と人々の開拓が生んだ広大な酪農自然景観』です。奥に蔵王の山が見え、手前の緩やかな地形ですが、広がりのある酪農地帯の自然景観を保全することが目標となります。ここは、戦後、南国パラオからの引揚者が厳しい自然環境の中、手作業で開拓したところで、現在では広大な酪農地帯となっています。景観重点区域は、区域図の赤線のとおりです。合わせて写真も御覧ください。写真は、2番が広大な自然景観を見てとれます。「景観重点区域設定の考え方」として、蔵王への眺望について、緩やかに対象全体を捉えることのできる範囲を保全することを意識し、中景の概ねの範囲である視点場から3km程度で見渡すことのできる範囲を区域としました。その上で、地形地物で特定できる区域については、道路などにより特定して区域としました。

最後に、16-2の長老湖・横川周辺地区です。37ページを御覧ください。「景観特性」はグリーンの「自然景観」になります。「景観形成の目標像」としては、『蔵王の活動が生み出した風景と木地の里の面影を残す山間の自然景観』です。蔵王連峰の南にある不忘山への前の景色、前景となる長老湖の水面や周囲の森林景観を保全するものであり、合わせて、木工品の加工を行う職人である木地師の集落としての背景がある横川集落に残る、農村風景を保全するものです。景観重点区域は、区域図の赤線のとおりです。合わせて写真も御覧ください。写真は、1番が長老湖から見る不忘山の景観、2番がやまびこ吊り橋から見る景観、3番が横川の農村集落の景観が見てとれます。「景観重点区域設定の考え方」として、北方向については、不忘山まで連続した自然景観が形成されていますが、区域としては、近い範囲に限定したところまでとして、道路端を境界としました。視点場となる、やまびこ吊り橋や長老湖からの眺望は、北方向を基本とすることから、東西方向については、谷地形となっており、見通しも近距離になっているため、東西にある、それぞれの道路を境界としました。南方向については、やまびこ吊り橋から見通せる概ねの範囲を区域とし、河川、横川による尾根筋や見通しを境界としました。

駆け足となりましたが、以上で、16地区18箇所の景観重点区域についての概要の説明を終わります。

○森山議長 どうもありがとうございました。多分いろいろ質問なり意見が出てきそうな気がします。今日は皆さん3時半ぐらいに終わる予定で連絡を差し上げているかと思しますので、残る時間をよろしく願いいたします。

それでは、今の景観重点区域についていろいろ御説明がありましたが、参考資料の中でどこにどう重点区域と地域とが関連づけられているか、どのあたりにそういう写真が出てくるのかと思いついて見させていただきました。今日の議題の(1)と同じように議題の(2)の参考資料には、非常に大事なことが網羅されていました。今の御説明について御意見、御質問等あれば、20分ぐらいですが時間を掛けたいと思います。

○事務局(藤田都市計画課長) お時間が足りなければ、後日、御意見をメールなりでいただいて、また検討したいと思います。限られた時間の中で、まずは御意見を頂戴できればというふうに思います。

○森山議長 それでは、せっかく皆さんお集まりいただいているので、やはり皆さんの御意見を一人ずつ2、3分になるかと思えますけどお願いします。では今度は紺野委員のほうから。

○紺野委員 私も勉強不足のところはあるかもしれませんが、この16地区は、まさに仙南地域の代表的なところを選定したということはわかるんですけども、全体観の中であって、共通した横串はどのようなものかということと、ここをどういうふうに磨き上げていったりするのかな、あるいはどういうふうに議論して形にしていくのかが、私の感じ方かもしれませんが、非常にフuzzyな感じだなど、御説明を聞いていて思いました。例えば、景観は通常、高さを定めたり、電柱を地中に埋めたりしながら、そこから蔵王がどういうふうに見えるかとか、村田町の蔵屋敷などのところをどういうふうにしていくかということとをされると思います。私がまちづくりや観光に関わっているところは、大体そうしながら条例を決めていくことが多いような気がします。この16地区を選んだというのは、まさに私たちが見ても、ああこういうところは当然県南地区では代表的なところだなという感じはしますが、その議論をする視点とか、あるいは意見交換をする視点が広過ぎて、これで御意見を求められても、16地区ありますねというようなことしか私としてはコメントを出しづらい感じがしています。ですから、この16地区の横串や、あるいは、全体の概念がどうで、だからこういうふうを選んだとか、それと、新たにつくろうとする宮城県の景観条例とこういう関わりになるというようなことを、もう少し明確にしながらやっていかないと、前段でもお話したように、地域住民の方とお話しても、地元の方たちは、なるほどと感じても、そこで何をするかとか、あるいはもう一歩進んだ取組として、景観を磨き上げたり保全するための共通の意識の醸成までに踏み込むのが、なかなか難しいのかなという気がしております。

○森山議長 よろしいですか。

○紺野委員 非常にエネルギーを使って、全体を区分したり、お作りになっているというのは、資料なり御説明を聞いてよくそこは理解できますが、計画を推し進めるときに保全したり磨き上げ

るという段階になったときに、なかなか取り組みにくいのではないかなという気がします。以上でございます。

○森山議長 佐藤委員。

○佐藤委員 正直言って、たった16地区と思っていたものが、重複しているような部分が多過ぎて、紺野さんがおっしゃったように、何がいわゆるベースになって、この景観というものに統一を持っていけるのかなというのを感じられたんですね。何か1つ筋が通ってないと、私たち一般の住民にはわかりづらいのかなという気がします。

○森山議長 よろしいですか。鳥羽委員，何か。

○鳥羽委員 同じ感じなんですけれども、目標像のところは、やはりぼんやりしている感じがします。難しいとは思いますが、具体があるとわかりやすくなるのではないのかと思いました。

○森山議長 皆さんから大体似たような御意見を頂いていますが、吉川委員，御意見をお願いします。

○吉川委員 話をお聞きしながら、ああ、ここ行ったなとか、長い人生の中で、本当に全ての場所に行ったときのことを思い出していました。手代木沼はハスが一面咲いた夏もきれいだし、この範囲に入っていないですが高蔵寺に行くときの峠を抜けていく感じが、何かちょっとタイムスリップするような感じがするとか、あの辺の集落の雰囲気、隠れ里みたいな雰囲気とか、何かすごくそういうのを思い出しました。しかし、ここに取り上げられているのは、だれもが知っている地域の景観の名場面です。でも、取り上げられていない場所にも多くの美しい景観がある。逆に、例えば、笹谷とか、ちょっと私もこのごろ行っていないので今どうなっているかはわかりませんが、看板とかが立っていて、例えばちょっと景観的に問題だなと地元の人が思っているなどの問題を抱える地域も多分あるかと思います。だから、その市町の人にとっての自慢の景観だけではなく、その市町で抱えている景観の問題もクローズアップされると、今後何をすべきかというのも見えるのかなと思います。紺野委員のおっしゃったとおり、蔵王が見えればいい景色ということではないと思います。この仙南という広域全体で、それぞれのパートが、同じ蔵王が見える景色でも、水を蓄えてその水を下流域に供給する地域だから、水田の水も、家の前を流れる堀割の水も自慢の資源で、その水というものをくくって、水にまつわる景観をばっちりこのエリアではつくっていくなどのビジョンが必要だと思います。その景観の中で観光客が水を飲んだら、『とても仙台なんかでは飲めたものじゃないよ』というようなポイントを景観醸成とともにやっていくんだとか見えて来ると思います。酒蔵とかが並んでいるエリアは、もっと商人という人の息遣いがする景色を特化したいから電柱なんか絶対だめだとか、エリアの中で、一体何を醸していくのかというテーマを可視化する役割を担わなければならないと思います。かつては山形においていくための紅花街道が、今現在はスキー場に行く道になっていたりもするわけで、通る車もトラックばかり通っている道もあれば、そうじゃない道もあるわけだから、そういう今現在どういう人がそこを通行しているのかとか、どういう産業があるのかということと結びつけて景観

を考えないと、別に何かきれいな景色をいっぱい掲載していてもビジョンは見えないし、別に今のままでいいんじゃないかっていうことになるおそれがあると思います。だから、これから何に結びつけていけばいいのかをそのエリアごとに考える景観の重点目標みたいなものを、みんなで市町の人たちと協働で挙げてみて、それを目標にどういうふうにネットワークしていくのか、1つのバスがどう動いていくのか、2泊するのだったらどういう宿に泊まるのかを考えることで景観の重点目標が見えて来るかもしれません。もちろん景観は1次産業にもつながります。景観は産業ともつながりますから、もっと統合的な視点が必要です。例えば文化ホールとかそういうものも点在していて、博物館的な、プライベートでやっているような博物館みたいなものも非常に多いエリアですよ。人形の蔵とか、何かすごく謎めいた遺物を展示している博物館がいっぱいあって、そういうのもすごく楽しい魅力です。そういう文化的な施設と人々の動きも見据えた上で、統合的な視点で、各エリアの景観を差別化していくことも大切です。そういう目標が挙がると、何かそういう方向で行こうと、地域の方々にムーブメントが生まれるのかなと思いました。

○森山議長 ありがとうございます。横山委員。

○横山委員 最初に言わなければいけなかったのですが、こちらの景観計画の1ページ目の景観と人々の活動のところ、すごく気になっている文章があります。1ページ目の景観と人々の活動の上から3行目ですが、「経済活動が調和し、多様な生物の生息」とあって、経済活動が調和して景観が美しくてというのが、ちょっと違和感があります。実は、景観法が生まれるときに、舟引先生、横にいらっしゃいますけど、私はちょうど山形県の鶴岡市にいて、それであそこはフィルムコミッションを特にやっているわけではないのだけれども、本当に美しい風景と藤沢周平先生の文学の生まれた場所ということ、それから、庄内藩ということで、だだちゃ豆畑が電柱もなく、山とだだちゃ豆があるところで映画が生まれた場所で、その景観を、要するに歴史が育んでいった美しい景観を守るために景観法ができるのよっていうのを酒井家の奥様がおっしゃっていたのが印象的なんですね。てっきりそのために私は景観法ができて、それを自治体の方たちも、自分のまちだったらどう置きかえていくか、それから、そこに住んでいる人たちも、自分がここで生き残りたいためにその法律を利用する、それから、そこで観光をやりたい人、たくさん人を呼びたい人はそれを利用してという、もう本当に夢のようなものができるのだと思っていたのですけれど、今のこの「経済活動が調和し」になると、自分の企業の看板を大きく出したいよねとかという、吉川委員がおっしゃっていたようなこととつながってきたりもするので、何かちょっと乱暴かなというふうに思って、まずこれを見させていただきました。

それから、私は、村田町のことをここ10年ぐらい一生懸命やっているのですが、あそこの街並みは美しいとは思いつつも、でも、宮城県、ほかにもこんなに歴史的な建造物がたくさんあり、それから、昔の生業を元に財をなした人がつくったものがいまだに残っているというのは、村田町だけではなく、丸森町もあるし、角田市もあるし、本当にたくさんあるんですね。そういった生業と景観というもの、それから建物、いろいろ全部つながってきているので、先ほどの議論と一緒に考えなければいけないのかなというふうにまず思っています。

それで今の16か所の重点区域のところ、それぞれ、これはそれぞれ市町の方といろいろ協議しながらつくられたカルテだと思うので、最初申し上げた、こちらの中の例えばお祭りだとか、

いろんな景観の中の情報が入っているかというのはこっちのカルテに入っているのですが、そこもちゃんと重ねていくと、こちらはこちらで少し変わるのかなというふうに思いました。

最後に言いたいことは、今見ている景観が、一番美しくて守らなければいけないものなのか、それから、もう壊れてしまっているのを直さなければいけないのか、それから、もう今失っているけれども、ここをつくり直せば美しくなるのかという、今の景観がどこに行くのかはそれぞれの地域で違ってくるのではないかなというふうに思っています。実は、村田町の耕作放棄地を10年ぐらい前から、脱サラしたある夫婦が一生懸命に土を耕して、土も変えながら、昔ながらの野菜をつくるのに本当に一生懸命やっていて、その写真が、実は今日更新されていて、こんなところがこんなに美しくなっていますというのがあったんですね。まさにそれは今、生業とともに新たに風景をつくり出している人が、実は今の世代の人にもたくさんいて、こんなことがここに重なってくると、ただ守るだけじゃなくてつくっていく。それが生業になったりとか、人を呼び込んだりとか、そこに住み続けたいというふうにつながるのかなと思っていて、そんなものも盛り込んでいかないと、何か今のことだけ切り取っていくのではなく、そこを、過去を引きずるのではなく、そういうふうやっていくとすごくいい計画になるのかなというふうに思っていて、そのためには何が必要か。じゃあまずは法律、それから、市町の条例、それから、国の補助金なのか交付金なのか、それから、県や市町のそういった助成金とか、そういったものもないと、なかなかいろんなことが進んでいかないとします。

それからもう一つは、今、民間の力をすごく頼られているので、民間の方がこの計画を見たときに、よし、じゃあこのまちに投資すれば、いいまちをつくるのに自分たちとしてはサポートできるのではないかなと思わせるようなそんなことも必要になってくるのではないかなというふうに思いながら見ていました。

これをまとめてくださったからこそ、いろんなことが言えるのであって、本当に大変でいらっしやると思いましたし、逆に今お話を聞いている中で、こんなにいいところ、まだまだあるんだなということが、思う人が一人でも増えていけば、もっともつこのまち、一生懸命、自分のまちじゃないけど、何か関わっていきたいという人もいれば、自分のまちをもう少しこうふうにしたいと思えるような、そんな思いも出てくるんじゃないかなと思いました。以上です。

○森山議長 ありがとうございます。では舟引先生。

○舟引委員 本当に御苦労さまでした。作業量は膨大なものがあったと思います。でも、まだまだです。まず一番最初に不足しているのが、マスタープランのところの45ページ以降、どうやってこの重点区域を設定したか。紺野委員がおっしゃったとおりで、ここ、全然説明が足りていない。どうやって選んだかという、これは技術観点から多分、普通ロジックで積み上げてやっているんだけど、ほぼ説明を何にもせずに、最終的にぼっと、エリアだけ出てくると。ここがロジカルに説明ができない限り、受け入れ側は相当困惑をされる。当たり前のことだと思います。そこは、多分やっているはずなんですけど、表現できてない部分ではないかという気がします。

もう1つ。これが今日の議論を呼んだ最大の原因だと思うんですが、カルテなんですけど、これも説明不足なんです。簡単に言うと。例えば、1番目の白石城を見てもらうといいんですけど、この目標像は若干抽象的で、まあわからない。その次に、この目標像の中で、何の景観が優れているから何をしなければいけないんだということの説明が完全に欠落をしている。どこから、誰

が、何を見て美しいと思うのかという景観の質の説明がないから、その次につながっていかない。視点場という言葉が出てくるカルテもないことはないんだけど、沿道景観は誰がどこから見るのか。当然、道路を通っている人が見るんだという当たり前のことを、まず表現をしないと。どこの観点から何を見て、どれが今美しいし、それを守るのか。それを阻害しているものがあつたら、取り除くのか。その美しさが何かということが、この雰囲気だけでしか表現ができていないです。最終的には権利を縛るようなプランになるので、ちょっとそこが不十分。前回、区域界をどうやって設定するのかということを僕が申し上げたので、区域界の必要条件である、どこからどこまでということ、十分今回は書いているんだけど、それが十分条件になっていない。何でその区域なのか。道路界だとか何とか界から尾根界というのは、半分なんですよね。なぜそれがそこなのかということが説明をできていないといけない。作業をしてないとこの線は絶対出てこないはずなので、どこから見て、何を守ろうかっていうのは、作業部隊では必ずやってからこの線が出てきているはずなんです。それを書く欄をきちんとつくらないといけない。その上で、この法規制状況と想定される事業と書いてあるんですけども、むしろ法規制状況というのは、これから何と、その守るべき像が定かになったんだつたら、その何を対象に規制をするのか、しないのか。どういう事業をやっていくのかどうか。そのうち県が何をやるのか。それがないと多分、市町村もありがたがらないのではないだろうかというような気がします。だから、作業内容としては既にやっている。やっていないとここのアウトプットは出てこないはずなので、それをきちんと書き込んでいただかないと、このままでは説得できないかなというふうに思います。

それから、さっき横山委員がおっしゃった経済活動の話なんですけど、午前中、市の屋外広告物の審議会に出まして、何をやってきたかということ、作並温泉のところ、広告物禁止地域なんです。禁止地域なんですけど、今ちょうど国道拡幅をして建てかえるところもあつて、地元の旅館が協同組合と市に手を挙げて、旅館組合が屋外広告物ガイドラインを自らつくった。その自らつくった景観ガイドラインで、今後、旅館組合は運営するので、一定の広告物を許可する許可地域に規制緩和をすると。緩めるといっても、きちんとした形に緩めて、その賑わいだとか経済活動、彼らにとってもウインウインの関係になるような形というのがあるので、経済活動だからといって、ちょっと目くじらを立てる部分ではなくて、そういうふうにつなげるようなこと。多分、村田町もそうなんだと思うんですよね。そういう出口もありだと思つるので、なぜここを景観区域に指定したのかという帰結がこの部分で、きちっと説明していれば、そこまでつながると思います。

○森山議長 ありがとうございます。今の御意見で大体まとめていただいたように思います。やはり今回の重点区域についてのまとめは、どうしても作業的、スケジュール的にあるレベルまで持っていけないといけない。これまでの作業をどう整理して生かすかというところの時間が、やや足らなかったのかなと感じます。

やはり、何といっても県は、市町村への指導とリーダー的な役割を果たしながら、この広域景観計画を作成される立場かと思つます。例えば作並の方たちのような活動を拾い上げて、この広域景観計画に入れることも出来ると思つます。また、どの時点までを目標にしているかとか、誰がやるかとか、県と市町村のかかわりはどうかとか、これから計画が動き出す大事なところに入っていくと思つます。今日の皆さんの意見は、大体共通な内容だったと思つます。それは、やはり、この参考資料には、本当にいい意見が出てきていますので、これを全てやっていただけると、

ほぼ広域景観計画の骨子ができるように感じます。それを踏まえて重点区域を説明していただければ、十分その景観計画の意味ですとか、何のためにやるのか、まさに誰のためにということが明確になりそうです。

一番私が感じたのは、住民の生活が景観に出てきていない。説明の中にも、写真の中にも出てこない。景観構成要素として大事な自然環境としては、蔵王、自然、地形、もう一方が、住民、暮らしです。それが出てきていません。いろいろ説明していただきましたけど、弱かったような気がします。景観を見るときには、過去のこととか、今どう動いているとか、インバウンドの傾向等も大事です。しかし、それ以上に景観計画をみんながやろうという魅力がないと計画が途中で終わってしまう。それは、やはり皆さんが、景観の中に将来性とか、希望とか、夢を求めていることがあるかと思います。人はそういう場所に住み続けたいと思うんじゃないですか。それがやっぱり景観計画のとても大事なことであって、例えば庭をデザインするとき、こういう庭が作りたいたいという楽しみがなければ、誰もつくってくれないような気がするんですね。ですから、景観計画の中でスタートに戻るということをプロセスで行います。ぜひ、整理されていかれる時間の中で、最初の理念とかコンセプトとかを含めて三つに色分けされるといいと思います。じゃあ、その三つがどう重なっているのか。そこが景観計画にとって大変重要だと思うんですね。この地域、仙南には、長い日本の歴史があるわけです。日本独特の美しさ、何で日本人がそれを美しく感じるのか、何で景観を大事にするようになったのかというところから景観の地域性や価値が出てこない、景観の本当の意味に近づけないんじゃないかと思います。ですから、やはり地域の大事なものを、皆さんがずっと守ってきたもの、これからも継続して守っていききたいもの、新しくつくり変えたらもっとよくなるもの等を含めてこの広域景観計画の中でつくればいいと思います。

委員の方たちが、いい意見を出していただきましたので、それをぜひまた参考資料としてまとめていただきたいと思います。審議会のスケジュールですが、途中経過をちょっと説明していただかないと、なかなかこの時間内でまとめることが難しいと思います。今日皆さんが言われていることを具体的に、もっと時間をかけてお話していただきたいということです。できれば、前回と同じように、皆さんの意見を集めていただく作業をした段階で、ぜひ開催していただきたいなと思います。事務局から何かございますか。

○事務局（藤田都市計画課長） では、私から。今日は本当に貴重な御意見いただきまして、本当にありがとうございます。今回、改めて思ったのは、やはり計画に魂が入ってなかったなというふうに反省しております。やはり皆さんに何をやるのかっていうのがしっかり伝わっていない計画であったような気がしてなりません。ここはしっかりもう一度考えて、魂を入れて、どういうふうにしていくのかというのをもう一度原点に戻って考えていきたいと思っておりますし、また、今日いろいろいただいた意見については、適時、最終的な答えを出す前に、皆さんにもう一度、こういう方針を伝えて、そういうことでやっていいかどうかというのを聞きながら進めていきたいというふうに思っております。大変ありがとうございました。

○森山議長 ほかにはございませんか。

○事務局（本間行政班長） 事務的な話になりますが、今回、審議会の委員になっていただいておりますが、委員の任期が今年の6月30日までとなっております。今御説明したとおり、もう少し景観計画の策定は時間を要する状況であり、つきましては、審議会の委員を継続してお願いしたいと考えております。新年度に入りましたらまた個別に御連絡させていただきますので、その際にはどうぞよろしくお願いたします。

○事務局（藤田都市計画課長） 引き続きよろしくお願いたします。

○森山議長 それでは、これで今日の会議を終了させていただきます。委員の方々、どうもありがとうございました。

## 5 閉 会

○事務局（武内総括） 以上をもちまして、第9回宮城県景観審議会を終了いたします。議長のほうから先ほど、1年に何回かという開催の要望もありましたが、次回、夏場の7月ごろにぜひ開催したいと考えておりますので、ぜひよろしくお願いたします。追って日程のほうはまた御連絡させていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

午後3時30分 閉会